

令和7年門審第33号

裁 決

漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年9月17日06時15分

福岡県相島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

モーターボートB

総 ト ン 数 6.6トン

登 録 長 13.00メートル 6.28メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関 電気点火機関

出 力 423キロワット 84キロワット

3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、同室中央に舵輪、その左舷側に魚群探知機及びGPSプロッター、右舷側にレーダー及び機関操縦レバーをそれぞれ装備した、一本釣り漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人が単独で乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和6年9月17日06時10分福岡県相島漁港を発し、同県大島南方沖合の漁場に向かった。

ところで、相島南岸には、西部の入り江に相島漁港が築造され、同岸東部の陸岸から150メートルないし250メートル沖合に東西約1キロメートルの範囲にわたって方形の真珠養殖施設が多数敷設され、同施設の外縁には直径約30センチメートルの白色及び黒色の浮子が約5メートル間隔で取り付けられていた。

また、a受審人は、相島漁港を出入航するに当たり、平素から真珠養殖施設に取り付けられた浮子を目視して同施設の南側を航行していた。

a受審人は、GPSプロッター及びコースアップ表示で0.75海里レンジとしたレーダーをそれぞれ作動させ、舵輪後方の椅子に腰を掛けた姿勢で操縦に当たり、真珠養殖施設から約15メートルの距離をとって航行することとし、06時12分半僅か前筑前相島灯台（以下「相島灯台」という。）から108度（真方位、以下同じ。）820メートルの地点で、針路を110度に定め、10.0ノットの対地速力で、手動操舵によって進行した。

針路を定めたとき a 受審人は、正船首 800 メートルのところに、B を視認することができ、同船がほとんど移動しない様子から、漂泊していることが分かり、その後 B に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、左舷前方の真珠養殖施設の浮子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、B を避けずに続航し、06 時 15 分相島灯台から 109 度 1,620 メートルの地点において、A は、原針路及び原速力のまま、その右舷船首部が B の船尾に前方から 39 度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は上げ潮の中央期にあたり、日出時刻は 06 時 03 分で、視界は良好であった。

また、B は、船尾に船外機を備え、船体中央部に操縦区画を配し、同区画右舷側に舵輪及び機関操縦レバーを備えた操縦スタンド、同スタンド前方に魚群探知機一体型の GPS プロッターをそれぞれ装備した FRP 製モーターボートで、b 受審人が 1 人で乗り組み、知人 2 人を乗せ、全員が救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首 0.3 メートル船尾 0.5 メートルの喫水をもって、同日 05 時 50 分福岡県新宮漁港を発し、相島南方沖合の釣り場に向かった。

b 受審人は、目的の釣り場に到着し、06 時 10 分衝突地点付近で、船首を西南西方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始した。

b 受審人は、後部甲板の右舷側に立って右舷方を向いて釣りを行い、06 時 12 分半僅か前衝突地点で、船首が 251 度を向いていたとき、右舷船首 39 度 800 メートルのところに、A を初認し、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、これまで相島漁港を出航した漁船は全て漂泊中の自船から距離をとっ

て航行していたことから、Aが自船に向かってくることはないものと思ひ、同船に対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、06時15分僅か前至近に迫ったAを認めたものの、どうすることもできず、Bは、船首が251度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは右舷船首部外板に修理不要の擦過傷を生じ、Bは船外機カバーに亀裂を伴う擦過傷等を生じ、のちに修理された。

(航法の適用)

本件は、相島南方沖合において、航行中のAと漂泊中のBとが衝突したものである。

衝突地点は、特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法を適用することとなるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないので、本件は、海上衝突予防法第38条及び第39条を適用して船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、相島南方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、相島南方沖合において、漁場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務

があった。しかるに、同人は、左舷前方の真珠養殖施設の浮子を見ることに気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、相島南方沖合において、釣りのために漂泊中、右舷船首方にAを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船に対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、これまで相島漁港を出航した漁船は全て漂泊中の自船から距離をとって航行していたことから、Aが自船に向かってくることはないものと思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年3月19日

門司地方海難審判所

審判官 神 崎 和 徳

